

制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び室蘭市契約に関する規則（平成12年規則第21号）11条の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和4年5月27日

室蘭市長 青山 剛

記

1. 入札に付する業務委託内容

- (1) 件名 テレワーク応援事業業務委託
- (2) 要領等 別紙：テレワーク応援事業業務委託処理要領による。
- (3) 業務概要 時間や場所にとらわれない個人の新しい働き方「テレワーク」に関心の高い育児・介護中、副業希望等の市民に向けて、「テレワーク」の基礎と、継続した雇用に繋がりやすいカスタマーサポート（主に電話やメール、チャット対応）業務を学ぶオンラインセミナーを開催。カスタマーサポート業務について実践的なコツを学び、自宅で稼ぐ手法及び復職に向けたスキルアップに繋がるきっかけづくりを目的とする。

2. 入札参加資格

入札参加資格者は、次に掲げる条件をすべて満たす者

- (1) 日本国内を本店の所在地として営業している者
- (2) 官公庁等が発注する本業務と同種又は類似する業務において、完了した実績を有すること
- (3) 次の者に該当しないこと
 - ① 契約を締結する能力を有しない者
 - ② 破産者で復権を得ない者
 - ③ 地方自治法施行令第167条の4の競争入札参加排除の規定に該当しない者
 - ④ 公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、室蘭市入札参加資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けていないこと
 - ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225条）による再生手続開始の申立てがなされている者等経営状態が著しく不健全である者でないこと（更生手続又は再生手続の開始決定後、室蘭市から再認定を受けている者を除く）
 - ⑥ 室蘭市税を滞納している者
 - ⑦ 国税（消費税及び地方消費税）を滞納している者
 - ⑧ 都道府県公安委員会が指定する暴力団又は暴力団連合体の構成員を役員（法人格を有しない場合は代表者）並びに支配人及び営業所等の代表者として使用している者

3. 入札参加申請書等の提出、受付期間及び場所

- (1) 入札参加希望者は制限付一般競争入札参加申請書に次の書類を添付して提出すること。
 - ①本業務と同種又は類似する業務実績を証明する書類の写し
 - ②制限付一般競争入札参加申請受理票
 - ③履歴事項全部証明書及び現在事項全部証明書（公告日から3ヶ月以内に交付されたもの）
 - ④室蘭市税の滞納無証明書（公告日から3ヶ月以内に交付されたもの）又は市税納付状況調査同意書
※室蘭市から課税がある者に限る
 - ⑤国税（消費税及び地方消費税）の滞納無証明書（公告日から3ヶ月以内に交付されたもの）
- ※2019-2022年度の競争入札参加資格を有している者は、③～⑤の書類提出は不要

(2) 受付期間

令和4年5月27日から令和4年6月7日

ただし、土・日曜日、祝日を除く、午前9時から午後5時まで。

(3) 受付場所

室蘭市経済部産業振興課

(住所：室蘭市幸町1番2号、電話：0143-22-1117)

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 入札参加資格の確認

申請書等を受理した者のうち、入札参加資格のない者には、その理由を記載した文書により通知する。

(6) 提出書類様式の入手方法

3. (3) の受付場所にて無償で配布するほか、受付期間中に申し出があればメールで送信する。

(7) その他

①申請書及び資料等の作成並びに提出に関する費用は、提出者の負担とする。

②提出された申請書及び書類等は返却しない。

③申請に関する書類は、すべて日本語で記載し、数字に関してはアラビア数字で記載することとする。

4. 仕様書等の配布

3. (3) の受付場所にて無償で配布するほか、受付期間中に申し出があればメールで送信する。

5. 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和4年6月14日(火) 9時00分から

(2) 場所 室蘭市役所 4階議会第2会議室

(3) 入札方法

①入札書は持参すること。

②制限付一般競争入札参加申請受理票(市受付印押印済)又はその写しを持参し、入札開始前に提出すること。

③入札回数は2回までとする。ただし、第1回目において入札辞退者、入札遅延者及び無効の入札をした者は、2回目の入札に参加できない。

④入札金額は、総額で記載すること。

⑤2回目の入札においても、予定価格を上回った場合は、最低金額入札者と随意契約の交渉を行う。

6. 入札保証金及び契約保証金の有無

(1) 入札保証金 入札執行前に自己の見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を納めること。但し、室蘭市契約に関する規則第16条の各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(2) 契約保証金 契約の締結に際し、契約金額につき100分の10以上の契約保証金を納めること。但し、室蘭市契約に関する規則第43条の各号のいずれかに該当する場合は免除する。

7. 入札心得等

(1) 代理人が入札する場合には、委任状を入札開始前に提出すること。

(2) 入札書は封筒に入れて入札箱に投函すること。

(3) 次に該当する入札は、無効とする。

①資格のない者がした入札、又は委任状を持参しない代理人がした入札

②記名押印のない入札書

③金額を訂正した入札書

④入札者(代理人)が同一件名に2つ以上の入札をしたとき

⑤記載事項が不明確な入札書

⑥入札に関し不正、不穏当な行為があった者のした入札

⑦その他、入札に関する条件に違反した場合

(4) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(1円未満の端数は、これを切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札の中止等

- ①入札までの間にやむをえない事由のため、入札を延期又は中止することがある。なお、中止となった場合でも、申請書等の作成費用は申請者の負担とする。
- ②落札の日から7日以内に契約を締結しないときは、当該落札を取り消す。